

フェロー推薦規程

(平成 11 年 4 月 26 日 理事会制定)
(平成 12 年 4 月 24 日 一部改正)
(平成 13 年 5 月 21 日 一部改正)
(平成 13 年 10 月 25 日 一部改正)
(平成 14 年 5 月 20 日 一部改正)
(平成 15 年 5 月 19 日 一部改正)
(平成 16 年 7 月 22 日 一部改正)
(平成 18 年 4 月 17 日 一部改正)
(平成 19 年 7 月 23 日 一部改正)
(平成 20 年 2 月 18 日 一部改正)
(平成 21 年 5 月 18 日 一部改正)
(平成 24 年 7 月 23 日 一部改正)
(平成 25 年 7 月 22 日 一部改正)
(平成 27 年 4 月 20 日 一部改正)
(平成 27 年 9 月 29 日 一部改正)
(2017 年 12 月 18 日 改正)
(2018 年 12 月 17 日 改正)
(2020 年 12 月 16 日 改正)

(趣 旨)

第 1 条 本制度は、本会規則第 2 条 5 項の趣旨に則り、本会の会員制度の一環として実行するものである。学会は会員の活発な活動により支えられ、発展し、社会に貢献していくものであり、会員の学問・技術面における先駆的な業績による学会への貢献、教育・技術指導をとおして学会で活躍する人材を輩出することによる貢献、技術開発を主導して技術普及を達成することによる学会への貢献、あるいは学会事業への積極的な寄与をとおしての貢献が基盤となっている。学会においては、日ごろこれらの貢献に対して高い尊敬の念と深い感謝の気持ちを抱いているが、特に貢献が顕著であると認められたシニア会員に対してフェローの称号を贈呈し、より具体的に敬意を表明するのが本制度である。過去の貢献に対して尊敬と感謝の意を示すとともに、将来にわたって引き続き学会活動の中心となって、学会の発展、ひいては社会への貢献をお願いするものである。

第 2 条 【削除】

(ソサイエティでの選定推薦手順)

第 3 条 本規程における各ソサイエティでの選定及び推薦に関する規定は、理事を選出する資格を持たないソサイエティについては、理事会で共同運営を認められた理事を選出する資格を有するソサイエティとの共同運営に適用されるものとする。

2. 各ソサイエティ内にフェロー推薦委員会を設置してソサイエティとしてのフェロー候補者を選定し、理事会の下に設置するフェローノミネーション委員会へ別途定める共通のフェロー候補者推薦リストにより推薦する。フェロー推薦委員会の構成、フェロー候補者選定及び推薦手順については、別途各ソサイエティにより定める規程によるものとする。

(推薦者)

第 4 条 推薦者からの各ソサイエティのフェロー推薦委員会への推薦は、別途定める共通の推薦書を用いるものとし、推薦に当たっては、候補者の一番顕著な貢献を以下のカテゴリーより一つだけ選択するものとする。

- A：工学的・科学的先駆者
- B：教育者
- C：技術開発リーダー
- D：学会活動推進者

2. 推薦者となれる者は、原則、累計在籍年数 10 年以上の正員・名誉員と国際セクション代表者とする。推薦は、少なくとも 1 名による他薦によるものとし、自薦は認めないものとする。在籍累計年数は、第 6 条に規定されている提出期限である 6 月 30 日までの在籍月数を積算し、12 ヶ月を 1 年とし、端数月数は切り捨てる。

但し、有資格者であっても、推薦受付締切日の 6 月 30 日時点で下記の任期中の者（就任予定含む）は、推薦者となれないものとする。

- ・ 候補者と同一ソサイエティ議決機関の構成メンバー

・候補者と同一ソサイエティのフェロー推薦委員会委員長、委員

(評価者)

第5条 学会全体としての整合性を保つため、ソサイエティからの候補者推薦に当たっては、被推薦者の業績を的確に判断できる3名以上の評価者の評価シートを添付するものとする。但し、3名の評価者は候補者と異なる所属機関から選ぶこととし、やむを得ない場合は一部について同一所属機関も可とする。

評価者としては、本会の名誉員及びフェローを有資格者とする。

但し、有資格者であっても、推薦受付締切日の6月30日時点で下記の任期中の者(就任予定含む)は、評価者となれないものとする。

・理事

・フェローノミネーション委員会委員長、委員

・候補者と同一ソサイエティ議決機関の構成メンバー

・候補者と同一ソサイエティのフェロー推薦委員会委員長、委員

2. 評価者は、第4条で推薦者が選択したカテゴリーの評価に加え、評価者自身が貢献大と考えるカテゴリーも含めて評価する。

(推薦受付期間)

第6条 推薦書、規定数の評価シートは推薦者及び評価者が別々に送付し、4月1日から6月30日までに(当日消印有効)学会事務局に到着していることをフェロー推薦委員会での審査対象となる条件とする。

(フェロー推薦委員会)

第7条 フェロー推薦委員会は、以下の観点から被推薦者の審査を行う。

(イ) 工学的・科学的先駆者、学会活動推進者、技術開発リーダー、あるいは教育者のうち、いずれかの(複数可)立場での貢献。

(ロ) 業績を示す具体的資料(論文、特許、その他公開可能な文献・資料など)

(ハ) 他の学会での顕著な活動(登録ソサイエティ以外の活動も含む)

2. 各ソサイエティからの推薦規模については、第10条の選出規模の規定と同じとする。

(フェローノミネーション委員会)

第8条 フェローの最終審査、調整を行う機関として、理事会の下にフェローノミネーション委員会を設置する。フェローノミネーション委員会は、各ソサイエティにフェロー候補者の推薦を依頼し、各ソサイエティからの推薦に基づきフェロー候補者の審議・調整を行い、結果を理事会に報告し承認を得る。なお、フェローノミネーション委員会の構成は別途定める。

(証書の贈呈)

第9条 フェローの認定を受けた会員に対しては、会長による称号の証を原則として総合大会の場において会長から贈呈するものとする。

(選出規模)

第10条 単年度に選出されるフェローの数については、3月末日の各ソサイエティ正員数の0.1%を四捨五入した人数を越えないこととする。

2. 前項において、各ソサイエティからのフェロー候補者推薦リストに第4条に規定する推薦者が選択したカテゴリーがC:技術開発リーダー、或いはD:学会活動推進者に該当する候補者が含まれる場合には、0.1%に代えて0.12%を適用することができる。

(附 則)

(1) 規程の改正は、理事会の承認を受けるものとする。

本規程は、平成12年4月24日より実施する。

(2) 本規程の変更は、平成13年10月25日から適用する。

(3) 本規程の変更は、平成14年5月20日から適用する。

(4) 本規程の変更は、平成15年5月19日から適用する。

(5) 本規程の変更は、平成16年7月22日から適用する。

(6) 本規程の変更は、平成18年4月18日から適用する。

(7) 本規程の変更は、平成19年7月23日から適用する。

(8) 本規程の変更は、平成20年5月27日から適用する。

(9) 本規程の変更は、平成21年10月1日から適用する。

(10) 本規程の改正は、平成24年7月23日から適用する。

(11) 本規程の改正は、平成25年7月22日から適用する。

(12) 平成27年4月20日の改正は、平成28年にフェロー称号を贈呈する推薦から適用する。

(13) 平成27年9月29日の改正は、平成28年のフェロー候補者推薦から適用する。

- (14) 2017年12月18日の改正は、2018年のフェロー候補者推薦から適用する。
- (15) 2018年12月17日の改正は、2019年のフェロー候補者推薦から適用する。
- (16) 2020年12月16日の改正は、2021年のフェロー候補者推薦から適用する。